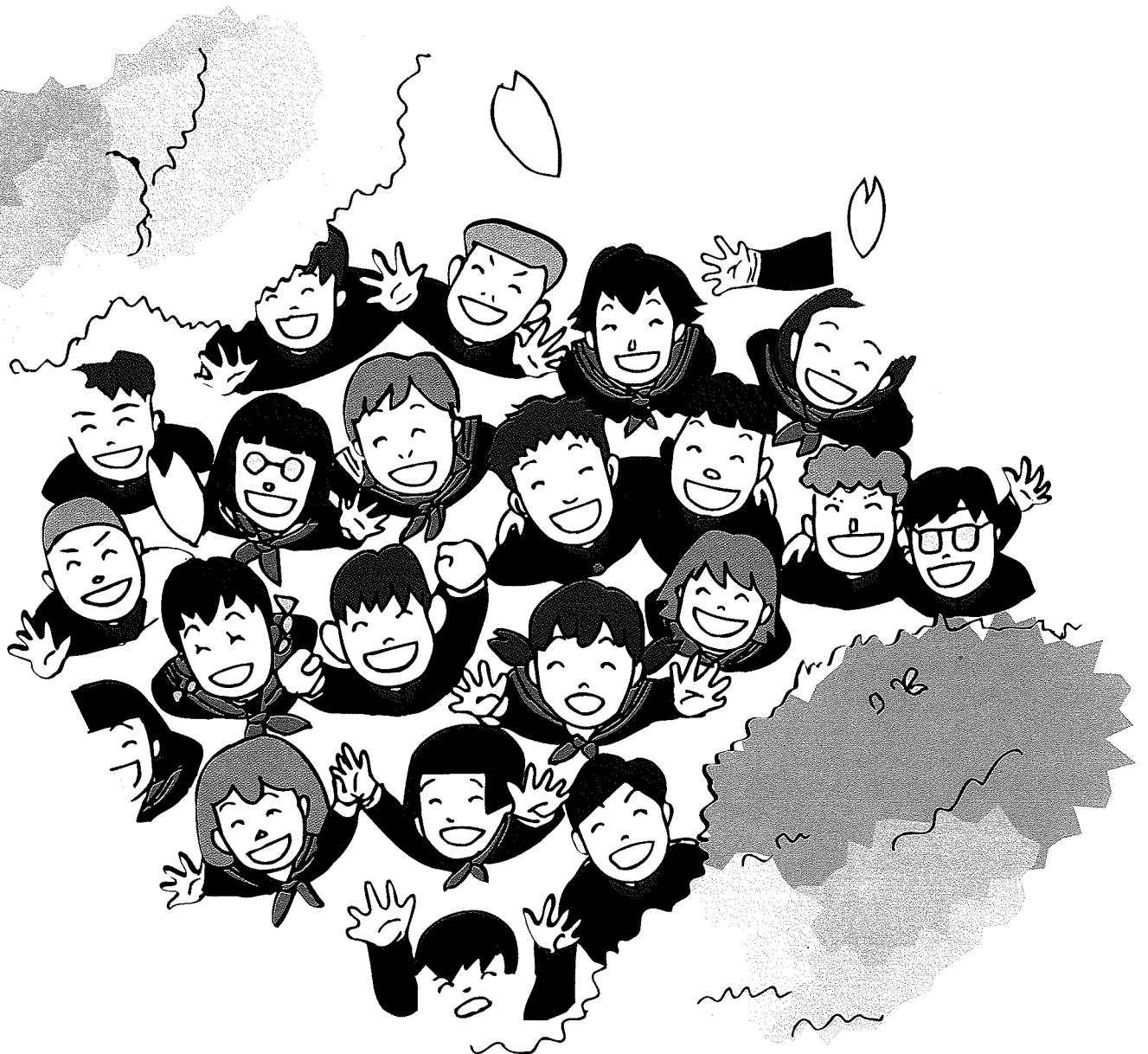


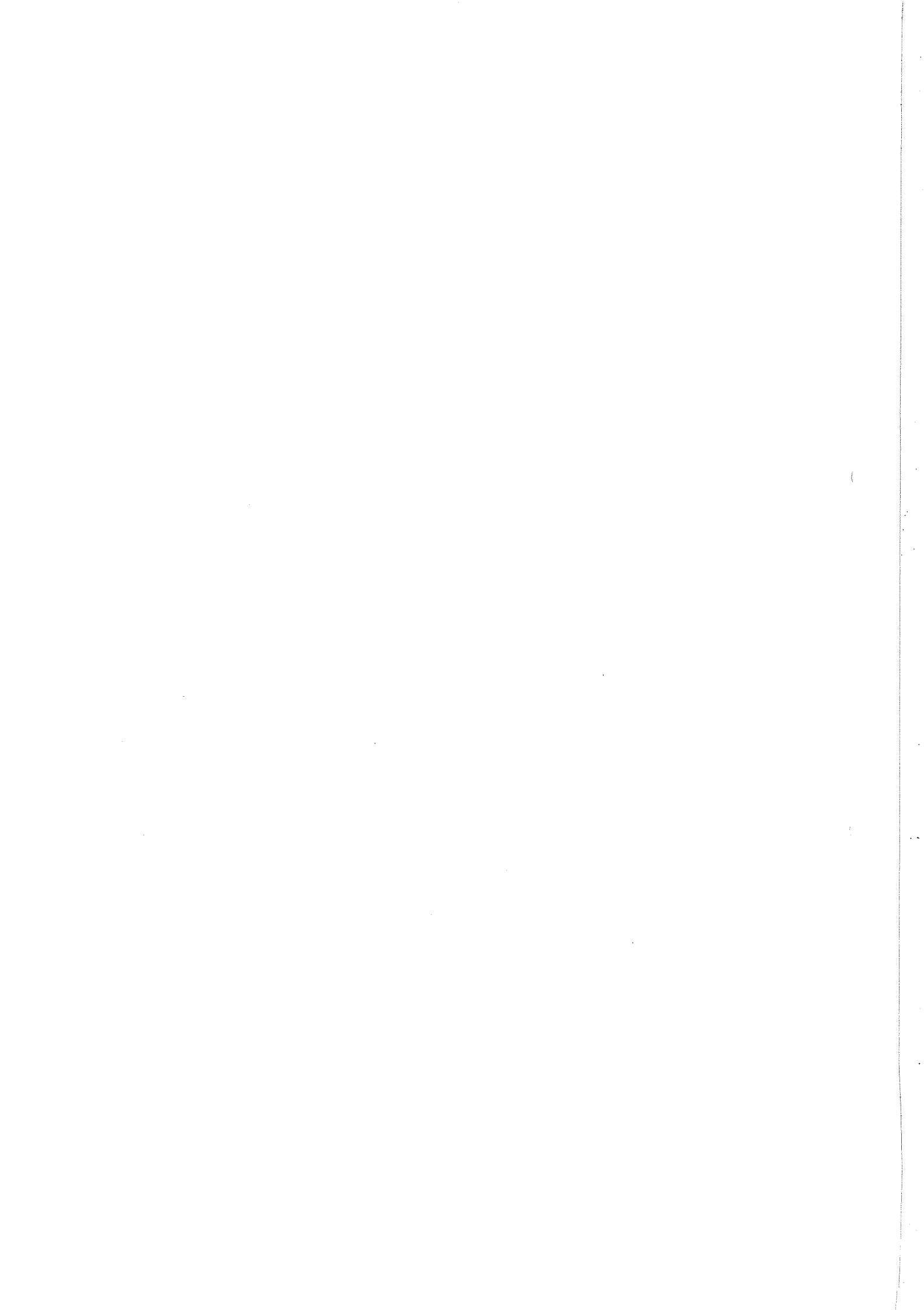
ストップ ザ いじめ (中学生用)

# みんなで楽しい 学校生活を送るために

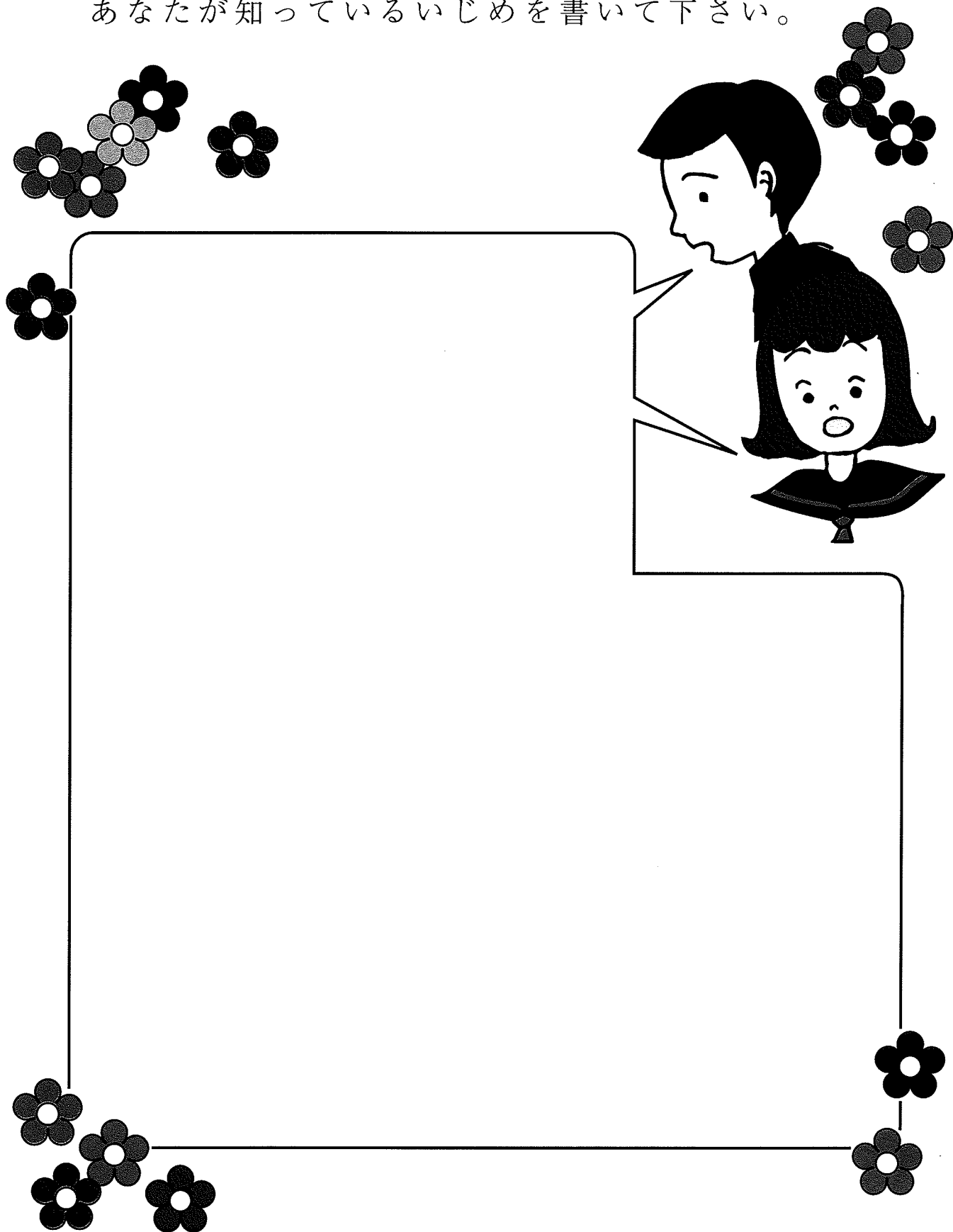


年 組 番 氏名

---



1 中学生のいじめには、「暴力」や「金銭恐喝<sup>きょうかつ</sup>」などがあります。それ以外にどんないじめがありますか。  
あなたが知っているいじめを書いて下さい。



そうですね。いろいろないじめがありますね。

中学生の間で、「ふざけ」や「あそび」で相手をたたいたり、蹴ったりしているのを見かけることがあります。

これはいじめでしょうか。皆さんはどう思いますか。

いじめには“なぐる”などの身体的なもの、金品を“ゆする”などの物理的なもの、言葉での“おどし”“仲間はずれ”“無視”する心理的なものなどがあります。

そこで

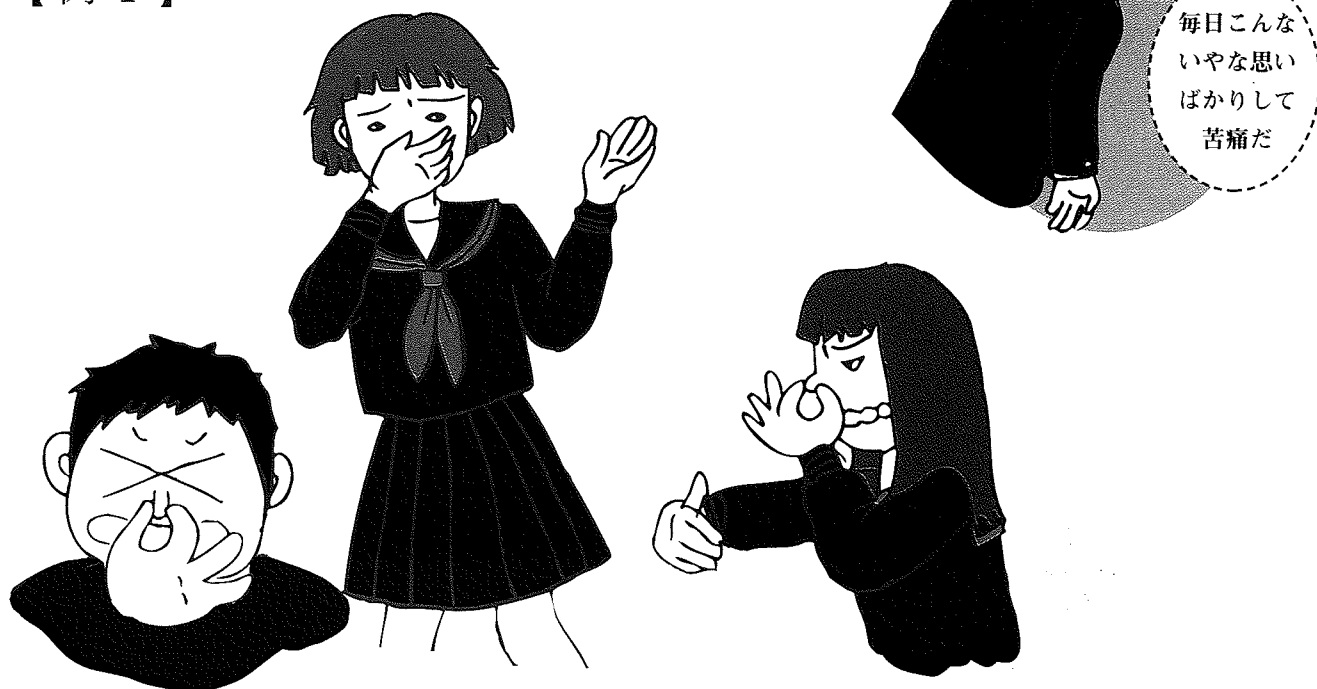
「いじめ」とはどういうことか、次のようにまとめることができます。

いじめとは

どのような理由があっても  
相手が苦痛と感じたり  
いやだなあ～と思ったりしたときは  
それはいじめになります。

たとえば

【例 1】

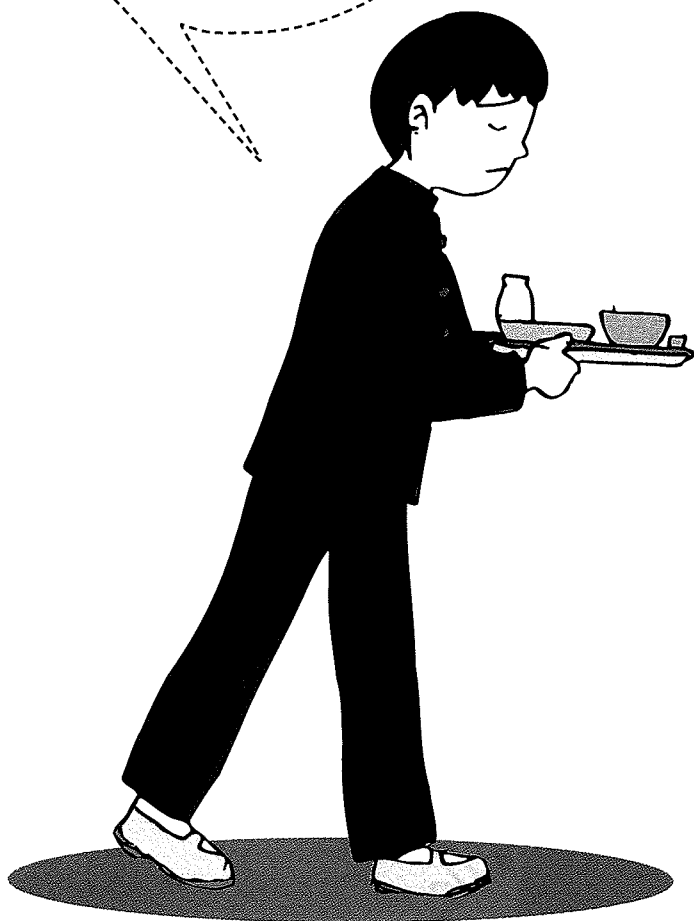


【例 2】



【例 3】

いやだなあ～  
自分で準備  
したらいいのに



これらはすべていじめになります。

このようないじめは社会では許されません。

社会で許されないことは、たとえ子どもであっても許されないことです。

## ところで

実際のいじめの場面で、最も大事なことがあります。それを、次のR・N君の作文を読んで考えてみましょう。

### こころの叫び

中学校3年 男子 R・N

僕はよく下校時に待ちぶせされていじめられてきました。今日も僕をよくいじめていたA君が下校途中に、待ちぶせをしていたのです。いやな予感がして、足早に歩いて、その場を立ち去ろうと思いました。そしたら、A君が「ちょっと待て」と呼び止めてきましたが聞こえない振りをして、歩きつづけました。そしたら、A君の仲間で、僕と同じ学級の3、4人が、後ろから走って来て、「A君がよんでいる。来い。」と言って、僕を捕まえ、僕はうす暗いガレージ（車庫）の所に連れて行かれました。

そして、A君になぜ聞かないふりをするのかと、2、3回なぐられ、「明日2千円持ってこい。持ってこなければ倍なぐる。いいな。」と、言われました。翌日、学校で昼休みにA君たちに呼ばれ「お金持ってきたか」と言われ、「忘れた」と言ったら、トイレに連れていかれ、顔面がはれるほどなぐられました。そして、「明日は忘れるな。」と言われました。トイレに来た同じ学級の友人S君は、僕がなぐられるのを見ていましたが、そのまま黙って行ってしまいました。その後5、6人の級友が入って来ましたが、彼らは入って来るなり、「やれ！ やれ！」とか「もっとぶんなぐってやれ」とけしかけました。

顔面のきずを心配して聞いたお母さんに、「教室の角におつけた」とうそをつきました。でも、明日からのことを考えると、どうしたらよいか、毎日がゆううつです。……

- (1) R・N君が、トイレでなぐられているのを5、6人の級友が見て、「やれ！ やれ！」とか「もっとぶんなぐってやれ」と、けしかけていますが、もし、あなたの学校でそのような場面にあった場合、あなたは、どう思いますか。また、あなたならどうしますか。

どう思いますか

どうしますか



- (2) R・N君が、トイレでなぐられているのを友人S君は見ていましたが、黙って行ってしまった。もしあなたの学校でそのような場面にあった場合、あなたは、それをどう思いますか。また、あなたならどうしますか。

— どう思いますか —

— どうしますか —

## 2 今日の学習のまとめ

- (1) じょうだんやからかい、冷やかし、遊び、ふざけなどであっても相手が苦痛と感じたり、いやだな～と思ったりしたときは、それはいじめである。
- (2) 弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない行為であり、社会で許されない行為は、それがたとえ子どもであっても許されない。
- (3) いじめは、どのような理由があってもいじめる側が悪い。
- (4) いじめをはやし立てたり(観衆)、見て見ぬふり(傍観者)する行為は、いじめをする者と同じ行為である。
- (5) いじめを受けたり、いじめを見た場合は、すぐ教師や大人、友人に伝える。それは、正しい行為であり、恥ずかしいことではない。

## 3 自己評価

各項目ごとに、A～Dの最も近い評価内容に○をしましょう。

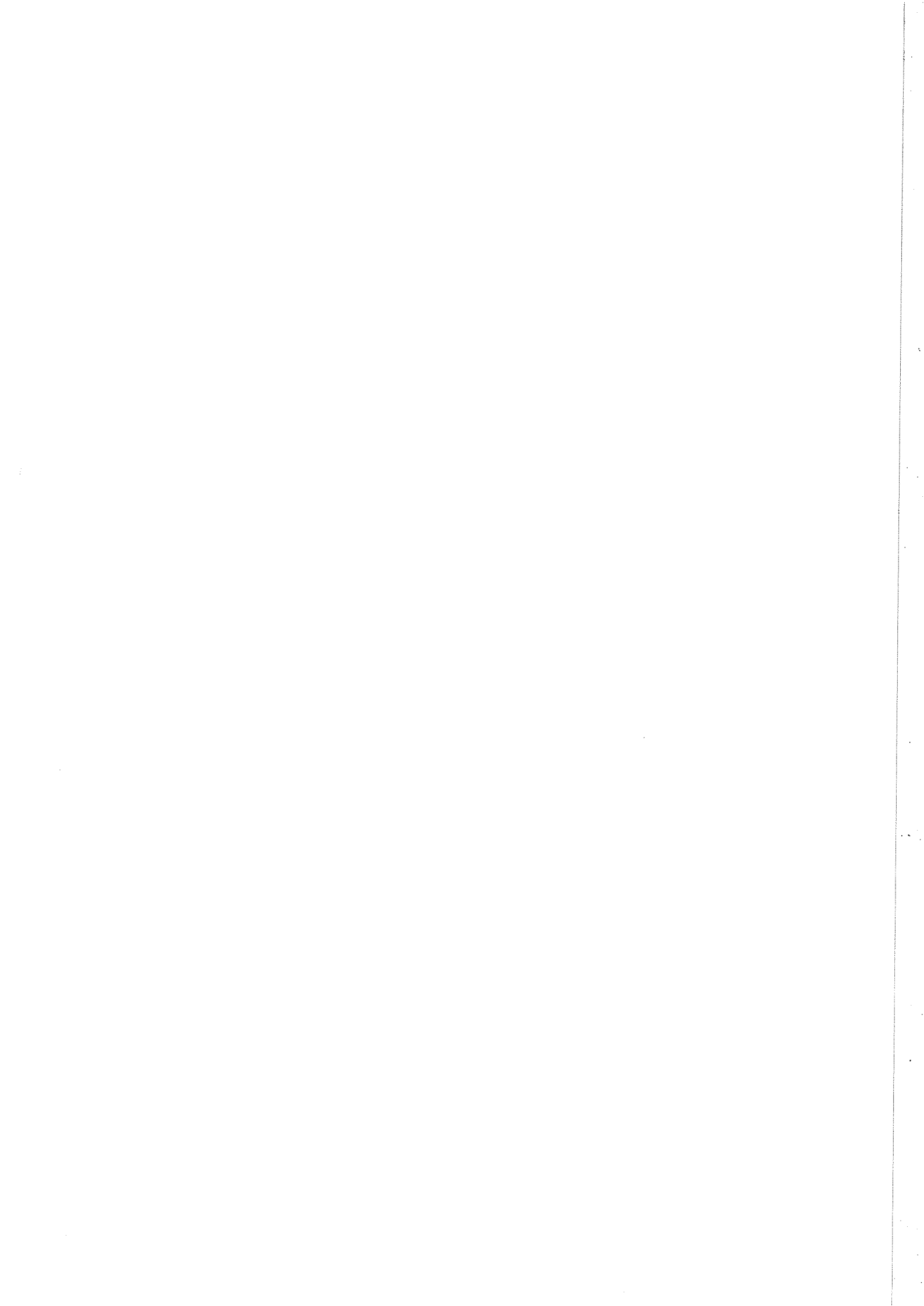
A・・・よく理解できた

B・・・ある程度理解できた

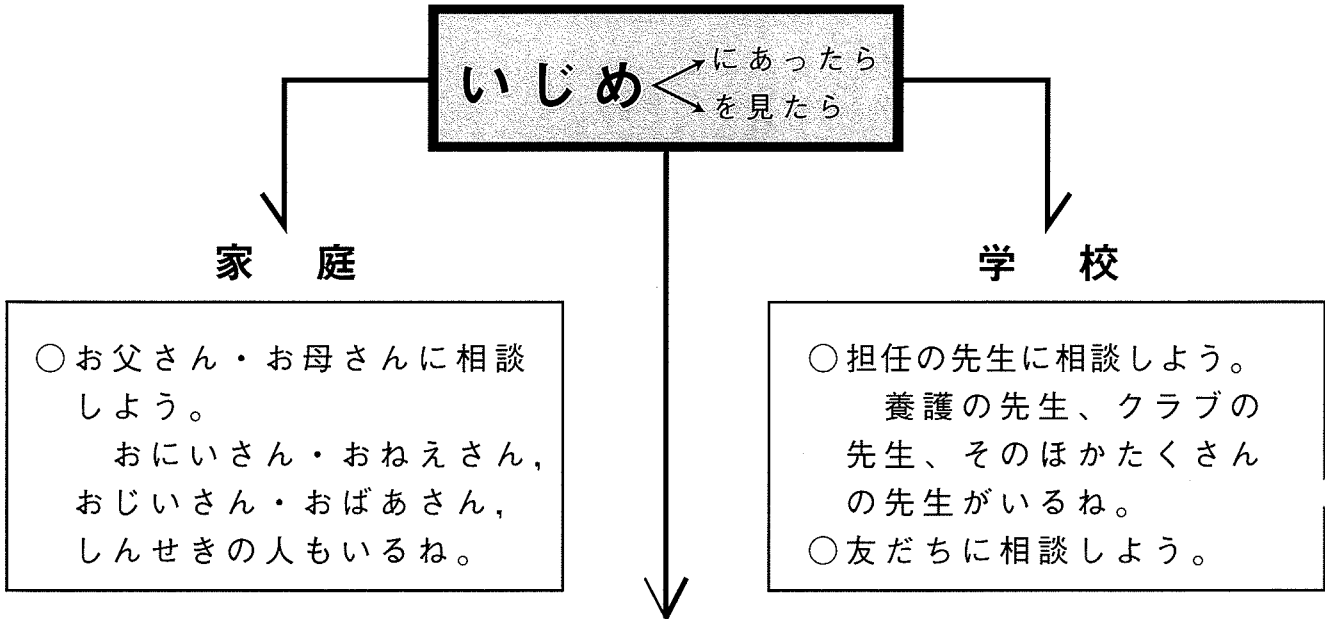
C・・・あまり理解できなかった

D・・・全く理解できなかった

項 目	評 価
1 じょうだんやからかい、冷やかし、遊び、ふざけなどであっても相手が苦痛と感じたり、いやだなあと思ったりした時は、それはいじめである。(定義)	A B C D
2 弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない行為であり、社会で許されない行為は、それがたとえ子どもであっても許されないことである。	A B C D
3 いじめは、どのような理由があってもいじめる側が悪い。	A B C D
4 いじめをはやし立てたり(観衆)、見て見ぬふり(傍観者)する行為はいじめをする者と同じ行為である。	A B C D
5 いじめを受けたり、いじめを見た場合は、すぐ教師や大人、友人に伝える。それは、正しい行為であり、恥ずかしいことではない。	A B C D



# だれだって一人ぼっちじゃないんだよ



## 電 話 相 談

相談機関名	電話番号	受付時間	所在地
県立教育センター相談室	098 933-7555	月～金 8:30～17:00 土・日・祝祭日休み	〒904-2174 沖縄市与儀587
こころの電話 (県立教育センター)	098 933-7830	月～金 10:00～17:00 土・日・祝祭日休み	〒904-2174 沖縄市与儀587
ヤングテレフォンコーナー (沖縄県警察本部)	098 862-0111	月～金 10:15～17:00 土・日・祝祭日休み	〒900-0021 那覇市泉崎1-2-2
子ども人権110番 (那覇地方法務局)	098 853-4460	月～金 8:30～17:00 土・日・祝祭日 年末年始休み	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15
沖縄県子ども家庭110番 (中央児童相談所)	098 886-8800	月～金 9:00～20:00 土・日 9:00～16:30 祝祭日休み 年末年始休み	〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-394

発行年月日	平成10年3月
発行	沖縄県教育委員会
作成	いじめ問題学習資料作成委員会
作成委員	石川 正 信 (北中城中学校教諭)
	又 吉 孝 信 (県立教育センター研究主事)
	新 田 義 雄 (中頭教育事務所教育相談員)
	与那国 勝 (八重山教育事務所教育相談員)
	宜野座 隆 (島尻教育事務所教育相談員)